

令和5年版

計量業務実績概要

(令和4年度事業)

埼玉県計量検定所

はじめに

私たちが安定した社会生活を営むためには、経済・産業活動の根幹をなす計量制度が各種の取引や証明の場を通して正しく運用され、相互の信用・信頼が担保されることが必要です。

計量制度の柱となるのが計量法であり、埼玉県計量検定所では、法に基づき正確な計量器の供給と適正な計量の実施を確保するため様々な活動を行っています。

グローバル化が進展し国内外から様々な影響を受け、経済・産業活動は複雑かつ多様化する一方です。また、自立した消費者の成長、消費者意識の高まりや地球規模の環境保護の動き、そして、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大など社会情勢は常に変化し続けています。

このような中、計量制度を的確に運用し維持していくため、計量検定所の 業務は、より一層重い責務を担っております。

今後も職員一丸となって適正な計量行政の推進に努め、安心・安全な社会生活の実現を目指してまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

本書は、令和4年度に検定所が行った業務の実績をまとめたものです。

業務内容を御理解いただくとともに、参考資料としてご利用いただければ 幸いです。

令和5年8月

埼玉県計量検定所長 浜 雅俊

目 次

第1 あらまし

1		f掌事務 ······	1
2	沦	3 革 ······	1
3		fi在地・敷地・建物 ······	2
4	担	旦当別職員構成 ······	3
5	刹	目織と事務分掌	3
6	蒝	遠入・歳出	4
	(1)	歳入実績	4
	(2)	歳出実績	5
		第2 業 務	
1	村	食定、装置検査及び基準器検査	6
	(1)	検定個数及び手数料	6
	(2)	基準器検査実績	7
	(3)		7
	(4)	検定等及び基準器検査の年度別推移	8
2	亓	⋶期検査 ⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	9
	(1)	定期検査概況	9
	(2)	定期検査総括表	10
	(3)	定期検査集計表	11
	フ	? 県による検査	11
		(ア) 集合検査	11
		(イ) 巡回検査	12
		(ウ) 巡回検査 電気式	13
	1	′ 指定定期検査機関による検査	15
		(ア) 電気式はかり	15
		(イ) 中型はかり	16
		(ウ) 大型はかり	17
	(4)	定期検査の年度別推移	18
3	言	↑量証明検査 ⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	19
	(1)	検査総括表	19
	(2)	検査集計表(指定計量証明検査機関による検査)	20
	(3)	検査年度別推移	21
4	言	†量士による代検査及び適正計量管理事業所における検査	22
	(1)	代検査総括表	22
	(2)	代検査集計表	23
	ア		23
	1	計量証明検査に代わる計量士による検査	24
	(3)		24

		代検査及び適正計量管理事業所の検査の年度別推移	25
5	立	入検査 ····································	26
	(1)	商品量目立入検査(食品小売店舗)	26
	(2)	質量計の立入検査	27
	(3)	検定有効期間付き計量器の立入検査	27
	(4)	ガスメーター書類帳簿検査	27
	(5)	登録事業者等の立入検査	28
6	登	録及び届出	28
	(1)	計量士の登録	28
	(2)	計量関係事業者の登録及び届出	29
	(3)	質量標準管理マニュアルの届出	29
7	遃	i正計量管理事業所の指定等	30
8		量相談等	30
9	뒴	・量思想の普及・啓発事業	30
		イベント等の開催	30
		計量強調月間	30
10		議・講習会等	31
	(1)	市町村計量行政連絡会議	31
	(2)	埼玉県·特定市計量行政連絡協議会 ······	31
	(3)	主任計量者試験	31
		第3 参考資料	
1	検	定検査設備等の保有状況	32
	(1)	基準器	32
	(2)	主な検定検査用具等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
2	製	造・修理事業届出状況	34
3	特	宇定市等の状況	35
	(1)	計量事務の権限移譲状況	35
	(2)	特定市の定期検査の実施対象地域	35
4	뒴	-量団体	36

第1 あらまし

1 所掌事務

埼玉県計量検定所は、埼玉県計量検定所設置条例(平成5年11月1日埼玉県条例第48号)により設置され、埼玉県行政組織規則に基づき、次の事務を所掌している。

- (1) 特定計量器の検定及び装置検査並びに基準器検査に関すること。
- (2) 特定計量器の定期検査及び計量証明検査に関すること。
- (3) 正確な特定計量器等の供給の確保に関すること。
- (4) 計量思想の普及に関すること。
- (5) 前各号のほか、適正な計量の実施の確保に関すること。

2 沿 革

- 明治8年 度量衡取締条例の制定(8月5日)に伴い、業務を開始した。
- 明治24年 度量衡法(明治24年3月23日法律第3号公布・明治26年1月1日施行)の制定に伴い、埼玉県度量衡検定所を設置した。
- 昭和18年 浦和市常盤8-1-2に独立庁舎を建設、昭和19年10月に移転した。
- 昭和27年 計量法(昭和26年法律第207号公布・昭和27年3月1日施行)の制定に伴い、 名称を埼玉県計量検定所と改めた(3月1日)。
- 昭和31年 埼玉県訓令第22号により、地方行政機関となった。
- 昭和32年 庶務係及び計量係を新設(12月1日)。
- 昭和35年 行政組織規則の改正に伴い、係制を課制に改めた。
- 昭和38年 庶務課、計量第一課、計量第二課の3課制となった。
- 昭和41年 浦和市沼影 256-1 に新庁舎を建設し、移転 (4月11日)。同時に計量第三課を設け、4課制 (5月1日) となった。
- 昭和43年 次長制を新設。
- 昭和44年 計量第四課を設け、5課制となった。
- 昭和50年 行政組織規則の改正(5月1日)に伴い、課名を庶務課、指導課、検査課、検定第 一課及び検定第二課と改めた。
- 昭和51年 行政組織規則の改正(9月1日)に伴い、工業振興課に計量規格係が新設され、計量士の登録、計量器使用事業場の指定、計量特定市の推進及び計量思想の普及の事務を移管した。
- 昭和55年 行政組織規則の改正(4月1日)に伴い、工業振興課の計量規格係が廃止され、計量士の登録計量器使用事業場の指定及び計量思想の普及の事務を移管された。
- 昭和59年 大宮市櫛引町2-254-1に新庁舎を建設し、移転(12月25日)
- 昭和62年 主任計量検定員(係長級)を新設した。
- 平成 5 年 計量法全部改正(平成 4 年 5 月 20 日法律第 5 1 号公布・平成 5 年 11 月 1 日施行) に伴い、埼玉県計量検定所設置条例(平成 5 年 11 月 1 日・埼玉県条例第 4 8 号) が制定された。
- 平成12年 地方分権一括法の施行に伴い、埼玉県計量法関係手数料条例(平成12年3月24日・埼玉県条例第31号)が制定された。行政組織規則の改正(4月1日)に伴い、 課制を担当制に改めた。
- 平成14年 社団法人埼玉県計量協会を、新たに指定定期検査機関及び指定計量証明検査機関に 指定した(3月26日)。行政組織規則の改正(4月1日)に伴い、総務担当、企画 指導担当、検査検定担当の3担当制となった。

平成19年 行政組織規則の改正(4月1日)に伴い、総務・企画指導担当、検査検定担当の2 担当制となった。

平成22年 行政組織規則の改正(4月1日)に伴い、立入検査・登録指導担当、検査検定担当 の2担当制となった。



計量検定所旧庁舎

(昭和41年~昭和59年)

浦和市沼影 (現 さいたま市 南区) に所在。

計量器製造メーカーの県内 転入に伴う業務量の増加に対 応するため、床面積が移転前 の297㎡から1,738㎡と、大幅 に拡充された。

3 所在地・敷地・建物

所 在 地 さいたま市北区櫛引町2丁目254番地1

敷地面積: 3,151.22 m²

建物 「本館」鉄筋コンクリート造3階建(一部鉄骨造平屋建)

1.973.6 m^2

[別棟] 鉄骨造平屋建 (タクシーメーター装置検査)

175.1 m^2

検 査 場 [タクシーメーター装置検査場]

所在地 熊谷市大字久保島682-1 (籠原タクシー有限会社敷地内)

建物 40.0 ㎡ (借り上げ)

(昭和59年~現在)

東北新幹線の建設に伴い、旧庁舎の敷 地が鉄道用地となったため、現在地に移 転した。

「コバトン」は平成17年1月から、県内各地で活躍している。



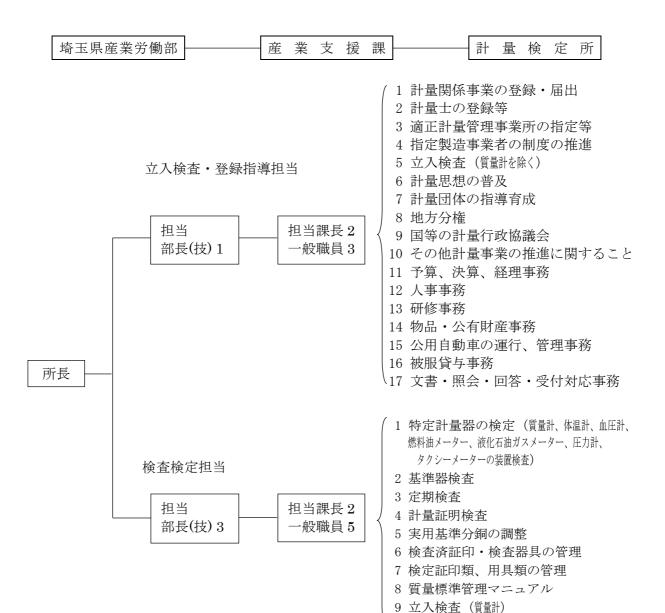
計量検定所現庁舎と埼玉県マスコット「コバトン」

4 担当別職員構成

(令和5年4月1日現在)

			立 入 検 査・ 登録指導担当		検査検定担当		計		合 計
	事務	技術	事務	技術	事務	技術	事務	技術	
所 長	1	 		 		1 1 1	1		1
担当部長		1		1		3		4	4
担当課長		1	1	1		2	1	3	4
主 任		:		1		2		3	3
主事		1	1	 		! !	1		1
技 師		1 ! !		1		3		4	4
主任専門員		 - -		 		! !		1	
計	1	<u>:</u>	2	4		10	3	14	17
合 計		1	(3	1	.0	1	7	17

5 組織と事務分掌



6 歳入・歳出

(1) 歳入実績 (単位:円)

	以八夫順				` '	当仏・口/
手数料	年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	証明事業登録手数料	162, 300	270, 500	108, 200	486, 900	162, 300
	証明事業登録証の訂正・再交付	11, 100	14, 800	25, 900	16, 650	18, 500
登	証明事業の登録簿謄本の交付	42, 840	37, 800	37, 800	32, 760	31, 920
登録等手数料	証明事業の登録簿の閲覧	0	0	0	0	0
于 数	適正計量管理事業所指定手数料	0	0	0	0	0
科	適正計量管理事業所検査手数料	0	0	0	0	0
	指定製造事業の指定検査手数料	0	0	0	0	0
	小計 ①	216, 240	323, 100	171, 900	536, 310	212, 720
定	集合検査手数料	1, 676, 970	1, 570, 160	1, 603, 240	1, 509, 650	1, 487, 070
定期検査	巡回検査手数料	435, 100	1, 745, 970	1, 173, 100	1, 316, 700	1,357100
査	小計 ②	2, 112, 070	3, 316. 130	2, 776, 340	2, 826, 350	2, 844, 170
証明材	資査手数料 ③	0	0	0	0	0
検定	手数料 ④	7, 602, 100	7, 198, 880	8, 433, 260	7, 599, 870	6, 387, 010
装置	寅査手数料 ⑤	4, 769. 820	4, 812, 160	4, 390, 950	4, 223, 050	4, 134, 720
基準	器検査手数料 ⑥	737, 320	911, 480	184, 240	612, 780	484, 100
商工	業手数料(①~⑥計)	15, 437, 550	16, 561, 750	13, 008, 450	15, 798, 360	14, 062, 720
行政則	行政財産使用料		886, 334	918, 581	949, 895	939, 643
土地	建物貸付収入	38, 900	37, 885	38, 436	32, 910	31, 527
雑入		0	0	0	0	4, 603
合計		16, 098, 501	17, 485, 969	16, 913, 707	16, 781, 165	15, 038, 493

(2) 歳出実績 (単位:円)

2 /					(単位:円)
年度 科目	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総務費	180, 766	1, 299, 298	445, 914	1, 546, 612	439, 482
一般管理費	163, 785	1, 295, 050	0	1, 375, 530	0
9 旅費	163, 785	0	0	0	0
12 役務費	0	44, 750	0	33, 530	0
18 備品購入費	0	1, 248, 500	0	1, 342, 000	0
27 公課費	0	1,800	0	0	0
人事管理費	16, 981	4, 248	4, 814	1, 682	1, 682
9 旅費	16, 981	4, 248	4, 814	1, 682	1, 682
財産管理費	0	0	441, 100	169, 400	437, 800
11 需用費	0	0	441, 100	169, 400	437, 800
商工費	25, 598, 980	27, 899, 831	24, 283, 339	25, 285, 710	28, 649, 449
商工総務費	36, 000	41, 429	76, 851	36, 405	48, 539
4 共済費	36, 000	40, 779	76, 851	36, 405	48, 539
14 使用料及び 賃借料	0	650	0	0	0
計量検定費	25, 562, 980	27, 858, 402	24, 206, 488	25, 249, 305	28, 600, 910
7 賃金	1, 042, 278	969, 737	0	0	0
9 旅費	1, 527, 684	890, 896	1, 053, 624	799, 740	1, 464, 572
11 需用費	4, 690, 762	4, 613, 972	4, 315, 030	4, 790, 740	4, 237, 435
12 役務費	1, 798, 173	2, 488, 580	2, 095, 151	2, 483, 534	2, 386, 089
13 委託料	16, 055, 873	15, 178, 427	15, 231, 767	16, 669, 841	17, 321, 785
14 使用料及び 賃借料	264, 010	267, 990	343, 816	343, 650	377, 339
18 備品購入費	0	3, 316, 500	987, 800	0	2, 226, 400
19負担金補助及び交付金	107, 900	107, 800	87, 000	137, 000	494, 790
27 公課費	76, 300	24, 500	92, 300	24, 800	92, 500
合計	25, 779, 746	29, 199, 129	24, 729, 253	26, 832, 322	29, 088, 931

第2 業 務

1 検定、装置検査及び基準器検査

計量法は、取引・証明に使用される計量器又は一般生活に使用されるもので、適正な計量を確保することが、社会的に特に求められる計量器を「特定計量器」として政令で指定し、検定等を受け合格しなければ使用することができないこととしている。(計量法第16条)

この検定等の実施機関として、国、都道府県、日本電気計器検定所及び指定検定機関があり、検定に合格した特定計量器には、検定証印(下図参照)が付される。(計量法第70~72条)

装置検査はタクシーメーターについて行う検査で、検定と同様これに合格したものには装置検査証印 (下図参照)が付される。(計量法第75条)

また、基準器は、特定計量器の検定、定期検査等に使用されるもので、基準器検査に合格したものには、基準器検査証印(下図参照)が付されるとともに、基準器検査成績書が交付される。(計量法第102~105条)

○ 検定証印



○ 装置検査証印



○ 基準器検査証印



(1) 検定個数及び手数料

	区分							所内	検定	所在場所	f検定	
				検	定	不合格	不合格	検定		割合	/m ¥/.	割合
器	種		\	個	数	個 数	率(%)	手 数 料 (円)	個 数	(%)	個 数	(%)
タク	シー	メーク	ター		5,664	5	0.1	4,134,720	5,172	91.3	492	8.7
質	は	カュ	り		462	12	2.6	1,032,430	57	12.3	405	87.7
量	分	銅	類		0	0	0.0	0	C	0.0	0	0.0
計	小		計		462	12	2.6	1,032,430	57	12.3	405	87.7
抵	抗(本 温	計		3,669	1	0.0	440,280	169	4.6	3,500	95.4
燃料	油	メーク	ター		1,769	8	0.5	3,772,900	C	0.0	1,769	100.0
液化石	石油ガ	゙スメー	-ター		28	1	3.6	184,800	C	0.0	28	100.0
圧	— 舟	安圧 フ	カ計		614	0	0.0	61,400	C	0.0	614	100.0
力	ш.	圧	計		5,595	26	0.5	895,200	684	12.2	4,911	87.8
計	小		計		6,209	26	0.4	956,600	684	11.0	5,525	89.0
合			計		17,801	53	0.3	10,521,730	6,082	34.2	11,719	65.8

(2) 基準器検査実績

種類	検査個数	不合格個数	不合格率(%)	手数料(円)
タクシーメーター装置検査用基準器	3	0	0.0	40, 500
基準台手動はかり	0	0	0.0	0
一級基準分銅	162	1	0.6	140, 700
二級基準分銅	68	4	5. 9	108, 500
三 級 基 準 分 銅	26	0	0.0	42, 600
液体メーター用基準タンク	17	0	0.0	151, 800
基 準 面 積 板	0	0	0.0	0
合 計	276	5	1.8	484, 100

(3) 器種別検定等実績

(3) 裕悝別快	項 目	1.6 . 1	不合	· 格
区分	種類	検 定 個 数	個 数	率 (%)
タクシーメーター	タクシーメーター	5, 664	5	0. 1
	電気式はかり	456	12	2.6
	手動天びん	0	0	0.0
	等比皿手動はかり	0	0	0.0
	棒はかり	0	0	0.0
	その他の手動はかり	5	0	0.0
質量計	指示はかり	1	0	0.0
貝里미	手動指示併用はかり	0	0	0.0
	その他の指示はかり	0	0	0.0
	分銅	0	0	0.0
	定量増おもり	0	0	0.0
	定量おもり	0	0	0.0
	小 計	462	12	2.6
	ガラス製体温計	0	0	0.0
温度計	抵 抗 体 温 計	3, 669	1	0.0
	小計	3, 669	1	0.0
	自動車等給油メーター	1, 454	4	0.3
	小型車載燃料油メーター	275	4	1.5
	燃料油 大型車載燃料油メーター	40	0	0.0
	メーター定置燃料油メーター	0	0	0.0
体 積 計	簡易燃料油メーター	0	0	0.0
	小計	1, 769	8	0.5
	液化石油ガスメーター	28	1	3.6
	水道メーター	0	0	0.0
	小計	1, 797	9	0.5
アネロイド型	血圧計以外のアネロイド型圧力計	614	0	0.0
圧 力 計	アネロイド型血圧計	5, 595	26	0.5
	小計	6, 209	26	0.4
合	計	17, 801	53	0.3

(4) 検定等及び基準器検査の年度別推移

ア 検定等

	D() C ()				
区	年 度	元年度	2年度	3年度	4年度
検 定	至 手 数 料 (円)	12,011,040	12,824,210	11,822,920	10,521,730
検	定 個 数	21,592	28,848	20,518	17,801
	タクシーメーター	6,592	6,015	5,785	5,664
器	質 量 計	491	432	556	462
種	抵 抗 体 温 計	879	11,840	2,822	3,669
別	燃料油メーター	1,930	2,125	2,085	1,769
内	液化石油ガスメーター	39	43	45	28
訳	アネロイド型圧力計	500	503	556	614
	アネロイド型血圧計	11,161	7,890	8,669	5,595

イ 基準器検査

	<u> </u>					
区分	年	度 /	元年度	2年度	3年度	4年度
検 査 手	数料(F	円)	911,480	184,240	612,780	484,100
検 査	個	数	360	230	374	276

2 定期検査

特定計量器のうち、取引・証明に使用される「はかり」は2年に1回、「皮革面積計」は1年に1回、都道府県等の定期検査が義務づけられている。(計量法第19条)令和4年度は、県内の行政区域をA地区、B地区とに2分割したA地区の16市14町1村において定期検査を実施した。なお、電気式はかり及びひょう量が250kgを超える電気式以外のはかりは、(一社)埼玉県計量協会を指定定期検査機関に指定し、検査業務を委託して実施した。

また、さいたま市、川越市、越谷市、熊谷市、川口市、所沢市、春日部市及び草加市については特定市であり、定期検査を市において実施している。

検査に合格したはかりには、合格シールを貼付し、不合格であったものについては、「検定証 印等」を除去し、「不合格シール」を貼付すると共に、不合格通知書を交付して、不適正計量器 の使用排除に努めた。

○「合格シール」



○「不合格シール」



シール下欄の(22)は、実施年の末尾の数添え数字9は、実施月を表す

(1) 定期検査概況

ア 県による検査

(7) 集合検査

集合検査は、市役所・公民館など、あらかじめ指定した場所にはかりを持参してもらい行う検査で、検査車を使用して延べ64日間実施した。

(イ) 巡回検査

事業者の協力を得て行う検査。宅配便の取次のはかり等を宅配便の事業所等に集めてもらい、そこに職員が出張して行う検査で、実日数17日間実施した。

(ウ) 巡回検査 電気

ひょう量150kgを超え250kg以下の電気式はかりを使用している者(ひょう量が250kgを超えるはかりを併せて使用する者を除く)が使用するひょう量が250kg以下の電気式はかりを対象として、はかりの使用場所に職員が出張して行う検査で、実日数65日間実施した。

イ 指定定期検査機関による検査

(ア) 電気式はかりの検査

ひょう量150kg以下の電気式はかりを使用している一般商店(肉店、魚店など)など1,857事業所について実施した。

(イ) 中型はかりの検査

ひょう量150kgを超える電気式はかり及び250kgを超える機械式はかりを使用している 167事業所について実施した。

(ウ) 大型はかりの検査

トラックスケールなどを使用している50事業所について実施した。なお、検査は、検重車(クレーン、分銅を装備した大型車)を使用して行った。

(2) 定期検査総括表

ア 県による検査

区	分	検査日数	検査戸数	検査個数	不合格数	不合格率 (%)	手 数 料 (円)
集合	検 査	64	1, 675	4, 238	12	0.3	1, 487, 070
巡回	検 査	17	559	635	3	0.5	381,000
巡回検	査 電 気	65	340	535	8	1.5	976, 100
合	計	146	2, 574	5, 408	23	0. 4	2, 844, 170

- (注) 1 集合検査の日数は、検査車を使用して実施した日数とする。
 - 2 巡回検査の日数は、実日数とする。
 - 3 分銅類は、検査個数に含む。

※ 参考

検査対象として提出された検査免除はかり(検定の年月表示に係る初回の定期検査免除に該当す るもの)及び家庭用計量器(ヘルスメーター、キッチンスケール等)の確認を行った。

(免除はかり 13個・ 家庭用計量器

0個)

イ 指定定期検査機関による検査

区分	検査日数	検査戸数	検査個数	不合格数	不合格率 (%)	手 数 料 (円)
電気式はかり	270. 5	1, 857	3, 457	28	0.8	5, 745, 800
中型はかり	42. 5	167	1, 046	19	1.8	2, 054, 620
大型はかり	26. 0	50	55	3	5. 5	2, 431, 900
合 計	339. 0	2, 074	4, 558	50	1. 1	10, 232, 320

(注) 分銅類は、検査個数に含む

(3) 定期検査集計表 ア 県による検査 (7) 集合検査

(/// 朱	百 1天 1	-i.																													
							l	は			カュ				ŋ						3	分		銅		類					
			#5 -: 124	h	手動技	指示	工业工	ID)	等 比	: <u> </u>	## 14	2. n	その	他の	電気	(式	.t.		÷I.		ΔGI	中 見 逆。	tad to	☆ 目. ♪	a to	.1.	⇒I		合	計	r
実	検索	検	指示は	. 703 19	併用は		手動天	こいん	手動は		棒は	703 10	手動に		はヵ		小		計	分	銅	定量増:	わもり	定量は	5 6 9	小	計	•			
施区	查日	查戸	*	元 ⁺	₩	₹	検	7.	₩	₹`	松	∡	松	<i>∓</i>	14	<i>x</i> :	₩	7.		1 44	∡ :	松	<i>x</i> :	10	<i>x</i>	松	<u> </u>]	t->	不	
域	数	数	検 查	不合	検 査	不合	查	不合	検 査	不合	検査	不合	検 査	不合	検査	不合	查	不合	同 左	検査	不合	検 査	不合格	検査	不合	検査	不合	同左	検 査	个 合格	同左
			個 数	格数	個 数	格数	個数	格数	個 数	格数	個 数	格数	個数	格数	個数	格数	個 数	格数	率	個数	格数	個 数	格数	個数	格数	個数	格数	率 (%)	個 数	格数	率
			<i>9</i> A	900	2/4	200	<i>*</i> *	200	200	200	200	200	200	200	<i>*</i> *	200	200	<i>9</i> ,0	(%)	200	200	200	200	<i>*</i> *	200	200	200	(%)	<i>3</i> A	200	(%)
秩 父 市	8	164	190	0		0				0	2			0	Ü		219	0	0.0	13	0	123	0		_	138		0.0	357	0	
飯能市	5	112	137	1	2	0			0	0	1	0		1	_		170	2	1.2	10	0	129	0			139		0.0	309	2	0.6
東松山市狭山市	4	95	104	0	4	0	-	0	2	0	3	0	10	0			120	2	1. 7	40	0	57	2	0		97	_	2. 1	217	0	1.8
狭 山 市 蕨 市	2	111 45	111	0	1	0	_	0		0	0	0	32 11	0	_		152 52	0	0.0	28 5		169 56	0			199 61		0.0	351 113	0	0.0
戸田市	2	82	98	0		0	0			0	1			0			122	0	0.0	22			0					0. 0	238	0	
入間市	6	151	141	1	4	0	0	0	1	0	0	0	68	0	0	0	214	1	0.5	37	0	357	0	0	_	394	_		608	1	0.2
朝霞市	2	44	53	0	2	0	0	0	0	0	1	0	6	0	2	0	64	0	0.0	15	0	32	0	1	0	48	0	0.0	112	0	0.0
志 木 市	1	26	34	0	2	0				0	0	0		0	_		40	0	0.0	11	0	17	0			28	-	0.0	68	0	0.0
和光市	1	35	42	1	2	1	0	0	0	0	1	0	7				53	2	3.8	- 8	0	34	0		_	43	-	0.0	96	2	2. 1
新座市	2	51	74	1	1	0	-	0	3	0	0	0	6	0	0		84	1	1.2	34		32	0	0		66	-	0.0	150	1	0.7
富士見市坂戸市	2	64 88	83 96	0	1 2	0		0		0	0	0	7	0	0		92 105	0	0.0	5 10		34	0			40	_	0.0	132 152	0	0.0
鶴ヶ島市	1	45	63	0	0			0			3				-		75	0	0.0	0		46	0			49	-	0. 0	124	0	
日高市	1	38	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	62	0	0.0	0	0	11	0	0		11	_	0.0	73	0	0.0
ふじみ野市	2	59	65	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	10	0	79	0	0.0	15	0	10	0	0	0	25	0	0.0	104	0	0.0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0.0
市部計	46	1,210	1, 391	6	32	1	0	0	8	0	13	0	240	1	19	0	1, 703	8	0.5	253	0	1, 237	2	11	0	1,501	2	0. 1	3, 204	10	0.3
三 芳 町			0.4														20									10		0.0	00		
三 芳 町 毛呂山町	1	20	24 52	0	0	0		0		0	0	0		0	_		28 63	0	0.0	5 8		5 45	0			10 54		0.0	38 117	0	
越生町	2	71	93	0				0		0	0						102	0	0.0	0		40	0			40		0. 0	142	0	
滑川町	1	19	32	1	0	0	-	0		0	0	0	2	0	0		34	1	2.9	0	0	12	0			12		0. 0	46	1	2. 2
嵐山町	1	23	26	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3	0	0	0	30	0	0.0	8	0	15	0	0	0	23	0	0.0	53	0	0.0
小 川 町	2	51	57	0	4	0	0	0	0	0	1	0	7	0			70	0	0.0	11	0	39	0			51	_	0.0	121	0	0.0
川島町	1	25	29	1	1	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	-	40	1	2.5	5	0	47	0	0		52	0	0.0	92	1	1.1
吉見町	1	23	34	0	0		-			0	0	0	-				39	0	0.0	0		16	0			16	_	0.0	55	0	0.0
鳩 山 町ときがわ町	1	26 34	31	0	0					0	0			0			32 47	0	0.0	4		5 14				5 18	_	0.0	37 65	0	
横瀬町	1	25	51	0	0	0		0		0	0	0		0			52	0	0.0	0	0	2	0	0		2	_	0. 0	54	0	0.0
皆 野 町	1	25	31	0	0			0		0	1	0	6	0			38	0	0.0	0	_	28	0			29	-	0. 0	67	0	0.0
長 瀞 町	1	25	28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	32	0	0.0	0	0	23	0	0	0	23	0	0.0	55	0	0.0
小鹿野町	2	40	47	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4	0	0	0	52	0	0.0	0	0	20	0	1	0	21	0	0.0	73	0	0.0
東秩父村	1	14	19	0	0	0		0		0	0	0	0	0			19	0	0.0	0	0	0	0			0	0	-	19	0	0.0
その他	0	0	0	0	0			0		0	0	0		0		-	0	0	-	0		0	0			0	0	-	0	0	
町村部計	18	465	595	2	7	0	0	0	2	0	4	0	64	0	6	0	678	2	0.3	41	0	311	0	4	0	356	0	0.0	1,034	2	0.2
合 計	64	1,675	1, 986	Q	39	1	0	0	10	0	17	0	304	1	25	0	2, 381	10	0.4	294	0	1, 548	2	15	0	1,857	2	0. 1	4, 238	12	0.3
	04	1,010	1, 500	٥	JJ	1		U	10	U	11	U	1 304	1	20	U	۵, ۵01	10	0.4	234	U	1,040		19	J 9	1,001	4	v. 1	7, 200	14	0.0

注 1 実施区域で「その他」とは、検査該当年以外の周期に受検した市又は町村の区域の受検者を表す。

(イ) 巡回検査

					は	<u> </u>			カュ				り						分		銅		類					
実	検	指示は	カンり	手動天		等比	: Ш.	棒は		その6		電気	式	/]	\ i	 計	分		定量増	tat. n		おもり			+	合		計
施	查					手動は				手動は		はか				p I												
域	芦数	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	検 査 個 数	不合格数	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	同 左 率 (%)	検査個数	不合格数	検 査 個 数	不合格数	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	同 左 率 (%)	検査個数	不合格数	同 左 率 (%)
秩 父 市	7	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	10	0	0.0
飯 能 市	9	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	9	0	0.0
東松山市	24	46	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	46	3	6. 5	0	0	0	0	0	0	0	0	-	46	3	
狭 山 市	55	57	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	57	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	57	0	
蕨市	14	14	0	0	0	0	0	0			0		0	14	0	0.0	0	0	0	0	0		0		-	14	0	
戸田市	30	45	0	0	0	0	0	0	0		0		0	45		0.0	0	0		0	0		0			45	0	
入間市	40		0	0	0		0	0			0			53	0	0.0	0	0		0	0		0			53	0	
朝霞市	85	89	0	0	0		0	0			0		0	89	0	0.0	0	0		0	0		0		-	89	0	
志木市	36	36	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	36	0	0.0	0	0		0	0		0	0	_	36	0	
和光市	22	22	0	0	0		0	0	0		0		0	22	0	0.0	0	0	_	0	0		0			22	0	
新座市	70	73	0		0		0	0	_		0		0	73	0	0.0	0	0		0	0		0		_	73	0	
富士見市坂戸市	26	28	0	0	0	0	0	0	_		0		0	28		0.0	0	0		0	0		0		_	28	0	
	19	20 20	0	0	0		0	0	0		0		0	20	0	0. 0	0	0		0	0		0		_	20	0	
鶴ヶ島市日高市	18 12	12	0	v	0		0	0			0		0	12	0	0. 0	0	0		0	0		0			12	0	
ふじみ野市	32	32	0	0	0		0	0			0		0	32	0	0.0	0	0		0	0		0			32	0	
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0		0	0	0	0.0	0	0	_	0	0		0			0	0	
市部計	499	566	3	·	0	Ŭ	0	0			0			566	3	0. 5	0	0		0	0		0			566	3	
113 113 111	499	300	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	300	3	0.5	0	0	, 0	0	- 0	0	- 0	0		300		0.3
三 芳 町	32	38	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	38	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	_	38	0	0.0
毛呂山町	0		0	0	0	0	0	0			0	_	0	0	0	-	0	0		0	0		0		_	0	0	
越生町	1		0	0	0	_	0	0			0		0	1	0	0. 0	0	0	_	0	0		0			1	0	
滑川町	3		0	0	0	0	0	0	0		0		0	3	0	0. 0	0	0		0	0		0		_	3	0	
嵐 山 町	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0. 0	0	0	+	0	0		0	0	-	2	0	
小川町	6		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	6	0	0.0
川島町	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	5	0	0.0
吉 見 町	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	2	0	0.0
鳩山町	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	3	0	0.0
ときがわ町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	-
横 瀬 町	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	3	0	0.0
皆 野 町	2	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	_	5	0	0.0
長 瀞 町	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	_	1	0	0.0
小鹿野町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	_	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	_
東秩父村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	_
そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	_	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	_
町村部計	60	69	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	69	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	69	0	0.0
合 計	559	635	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	635	3	0. 5	0	0	0	0	0	0	0	0	-	635	3	0. 5

(イ) 巡回検査 電気式

					は				カゝ				り						分		銅		類			^	⇒1	
実施	検査	指示は	かり	手動天		等 比 手動は		棒はフ	みり	そ の f 手動は		電気はか		小		計	分	銅	定量増	おもり	定量は	おもり	刀	、計	†	合	計	
施区域	数数	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	同 左 率 (%)	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	同 左 率 (%)	検査個数	不合格数	同 左 率 (%)
秩 父 市	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	0	20	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	20	0	0.0
飯 能 市	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24	0	24	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	24	0	0.0
東松山市	16	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24	0	25	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	25	0	0.0
狭 山 市	29	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	43	0	44	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	44	0	0.0
蕨市	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26	2	26	2	7. 7	0	0	0	0	0	0	0	0	-	26	2	7. 7
戸田市	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25	0	25	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	_	25	0	0.0
入 間 市	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	39	0	39	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0		39	0	0.0
朝霞市	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50	0	50	0	0.0	0	0	0	0	0	0		0	-	50	0	0.0
志木市	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24	1	24	1	4. 2	0	0		0	0	0		0	_	24	1	4. 2
和 光 市	1	0	0	0	0	0		0	0	0	0	2	0	2	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0		2	0	0.0
新 座 市	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	35	3	35	3	8. 6	0	0	0	0	0	0		0		35	3	8. 6
富士見市	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34	0	34	0	0.0	0	0	0	0	0	0		0	-	34	0	0.0
坂戸市	18	0	0	0	0	0		0	0	0	0	24	0	24	0	0.0	0			0	0				-	24	0	0.0
鶴ヶ島市	7	0	0	0	0	0		0	0	0	0	13	0	13	0	0.0	0			0	0			0	_	13	0	0.0
日高市	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22	0	22	0	0.0	0	0		0	0	0		0		22	0	0.0
ふじみ野市	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31	0	31	0	0.0	0	0		0	0	0		0		31	0	0.0
その他	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	_	0			0	0			0		0	0	
市部計	276	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	436	6	438	6	1.4	0	0	0	0	0	0	0	0	_	438	6	1.4
		_		_		_				_				_						_	_			_		_		
三芳町	4	0	0	0	0	0		0	0	0	0	7	0	7	0	0.0	0			0	0	0		0		7	0	0.0
毛呂山町	6		0	0	0	0		0	0		0		0	7	0		0			0						7	0	0.0
越生町滑川町	3 7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	3 7	0	0.0	0	0	0	0	0	0		0		3 7	0	0.0
滑川町嵐山町	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	0	20	0	0.0	0	0	0	0	0	0		0		20	0	0.0
小川町	9		0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	0	13	0	0.0	0			0	0			0		13	0	0. 0
川島町	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4	0	0.0	0	0	0	0	0	0		0		4	0	0. 0
吉見町	6	0	0	0	0	0		0	0	0	0	9	0	9	0	0.0	0			0	0			0		9	0	0. 0
鳩山町	2	-	0	0	0	0		0	0	0	0	5	0	5	0	0.0	0			0	0			0		5	0	0. 0
ときがわ町	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4	0	0.0	0			0	0	0		0	_	4	0	0. 0
横瀬町	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0.0	0			0	0	0		0	_	1	0	0. 0
皆 野 町	4	0	0	0	0	0		0	0	0	0	8	0	8	0	0.0	0			0	0			0	_	8	0	0. 0
長瀞町	1	0	0	0	0	0		0	0	0	0	1	0	1	0	0.0	0			0				Ŭ	_	1	0	0. 0
小鹿野町	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	2	4	2	50. 0	0	0		0	0	0		0	_	4	2	50. 0
東秩父村	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4	0	0.0	0	0	0	0	0	0		0	_	4	0	0.0
その他	0		0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0		0	0	0	0				0	_	0	0	_
町村部計	64	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	97	2	97	2	2. 1	0			0	0	0	-	0	_	97	2	2. 1
合 計	340	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	533	8	535	8	1. 5	0	0	0	0	0	0	0	0	-	535	8	1.5



機械式はかりの定期検査

上段:検査会場と移動検査車

中段:受付状況

下段:検査状況





イ 指定定期検査機関による検査

狭蕨戸入朝志	能 i i i i i i i i i i i i i i i i i i i	横 香 日数	検 査 戸数 99 89 102 162 58 89 150 83	電気式はかり 検査 個数 155 148 181 339 102 218 306	不 合格数 0 1 0 3 1 1 2	同 左 率 (%) 0.0 0.7 0.0 0.9 1.0
飯東狭蕨戸入朝志	施区域 父	査 日数	查 戸 数 99 89 102 162 58 89 150 83	查 個数 155 148 181 339 102 218 306	0 1 0 3 1	左率 (%) 0.0 0.7 0.0 0.9
飯東狭蕨戸入朝志	能 i i i i i i i i i i i i i i i i i i i	持 11.5 持 14.5 持 26.5 持 8.0 持 17.0 持 24.0 持 12.0 持 9.0	89 102 162 58 89 150 83	148 181 339 102 218 306	1 0 3 1	0.0 0.7 0.0 0.9
東狭蕨戸入朝志	松 山 i i i i i i i i i i i i i i i i i i	持 14.5 持 26.5 持 8.0 持 17.0 持 24.0 持 12.0 持 9.0	102 162 58 89 150 83	181 339 102 218 306	0 3 1 1	0. 0 0. 9 1. 0
狭蕨戸入朝志	山 i i 田 i 間 i 截 i 木 i 光 i	持 26.5 持 8.0 持 17.0 持 24.0 持 12.0 持 9.0	162 58 89 150 83	339 102 218 306	3 1 1	0.9
蕨戸入朝志	田 i i i i i i i i i i i i i i i i i i i	节 8.0	58 89 150 83	102 218 306	1	1.0
戸入朝志	田 ī 間 ī 霞 ī 木 ī 光 ī	方 17.0 方 24.0 方 12.0 方 9.0	89 150 83	218 306	1	
入朝 志	間 i 霞 i 木 i	节 24. 0 节 12. 0 节 9. 0	150 83	306		0.5
朝志	霞 ī 木 ī 光 ī	节 12.0 节 9.0	83		2	
志	木 ī 光 ī	5 9.0		150	İ	0.7
	光 ī		=-	153	3	2. 0
-r		打 7.5	58	112	0	0.0
和	座直		58	97	1	1.0
新		打 18.0	139	235	3	1.3
富	士 見 ī	打 12.0	97	152	3	2.0
5	じみ野戸	打 12.5	99	159	0	0.0
坂	戸ī	打 14.0	116	179	0	0.0
鶴	ケ島で	打 11.0	70	142	2	1.4
日	高高	打 11.5	63	143	1	0.7
そ	の(0	0	0	_
市	部言	221.0	1,532	2, 821	21	0.7
三		万 8.0	36	99	2	2.0
毛		5.0	44	73	1	1.4
越		7 2.5	19	34	1	2. 9
滑		打 4.5	19	60	2	3. 3
嵐		3.0	18	39	0	0.0
小		万 5.0	43	66	1	1.5
-		3.0	21	40	0	0.0
川 十		5.0	25	65	0	0.0
吉鳩		打 1.5 打 1.5	14	21 20	0	0.0
横横		万 2.0	18	24	0	0.0
皆		万 2. 0 万 2. 5	17	31	0	0.0
長		万 2.5 万 1.5	16	20	0	0.0
		打 3. 0	16	38	0	0. 0
		寸 0.5	5	6	0	0.0
そ	<u>の</u> f		0	0	0	-
	村部記		325	636	7	1. 1
合		270.5	1,857	3, 457	28	0.8

(イ) 中型はかり

	中型はかり																														
							は					カュ					ŋ						分		銅		類		合		計
実施	検	検	指示は	かり	手動指 併用は		その他 指示は		手動天で	びん	等 比 手動は:		棒は;	かり	そ の 他 手動は7		電 気 は か		小	`	計	分	銅	定増お	量 もり	小	Ē	H	1		
域	查 日 数	查戸数	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	同 左 率 (%)	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	同左率(%)	検査個数	不合格数	同 左 率 (%)
秩 父 市	1.8	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	45	0	45	0	0.0	0	0	0	0	0	0	-	45	0	0.0
飯 能 市	2.0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	22	0	23	0	0.0	0	0	6	0	6	0	0.0	29	0	0.0
東松山市	2.3	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	41	0	43	0	0.0	0	0	15	0	15	0	0.0	58	0	0. 0
狭 山 市	4.8	19	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	97	5	114	5	4. 4	0	0	36	0	36	0	0.0	150	5	3. 3
蕨市	0.1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0.0	0	0	6	0	6	0	0.0	7	0	0.0
戸田市	3.9	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	1	117	1	122	2	1.6	0	0	28	0	28	0	0.0	150	2	1. 3
入 間 市	6.1	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	130	1	133	1	0.8	0	0	20	0	20	0	0.0	153	1	0. 7
朝霞市	1.6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27	2	27	2	7. 4	0	0	0	0	0	0	-	27	2	7. 4
志 木 市	0.4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5	0	0.0	0	0	0	0	0	0	-	5	0	0.0
和 光 市	0.7	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	0	17	0	0.0	0	0	0	0	0	0	-	17	0	0.0
新 座 市	1.7	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29	1	29	1	3. 4	0	0	0	0	0	0	-	29	1	3. 4
富士見市	1.5	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50	1	50	1	2.0	0	0	0	0	0	0	-	50	1	2.0
ふじみ野市	2. 1	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	42	2	42	2	4.8	0	0	0	0	0	0	-	42	2	4.8
坂 戸 市	2.4	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24	1	24	1	4. 2	0	0	0	0	0	0	-	24	1	4. 2
鶴ヶ島市	1.9	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	87	2	87	2	2.3	0	0	0	0	0	0	-	87	2	2. 3
日 高 市	2.4	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	58	0	58	0	0.0	0	0	0	0	0	0	-	58	0	0.0
市部計	35. 7	142	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	1	791	16	820	17	2. 1	0	0	111	0	111	0	0.0	931	17	1.8
三 芳 町	0.2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0.0	0	0	0	0	0	0	-	1	0	0. 0
毛呂山町	0.6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	0	17	0	0.0	0	0	0	0	0	0	-	17	0	0. 0
越生町	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	-	0	0	-
滑川町	0.9	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	9	0	0.0	0	0	0	0	0	0	-	9	0	0. 0
嵐山町	1.0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	6	0	0.0	0	0	0	0	0	0	-	6	0	0. 0
小 川 町	0.4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5	0	0.0	0	0	0	0	0	0	-	5	0	0.0
ときがわ町	0.3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	1	4	1	25. 0	0	0	6	0	6	0	0.0	10	1	10. 0
川島町	0.4	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	0	0.0	0	0	0	0	0	0	-	3	0	0. 0
吉 見 町	1.7	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	34	1	35	1	2. 9	0	0	5	0	5	0	0.0	40	1	2. 5
鳩 山 町	0.1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0.0	0	0	0	0	0	0	-	1	0	0.0
横瀬町	0.7	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	0	14	0	0.0	0	0	0	0	0	0	-	14	0	0.0
皆 野 町	0.3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4	0	0.0	0	0	0	0	0	0	-	4	0	0. 0
長 瀞 町	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	_	0	0	0	0	0	0	-	0	0	_
小鹿野町	0.2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5	0	0.0	0	0	0	0	0	0	-	5	0	0. 0
東秩父村	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	_	0	0	0	0	0	0	_	0	0	_
町村部計	6.8	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	102	2	104	2	1.9	0	0	11	0	11	0	0.0	115	2	1. 7
																							1								
合 計	42.5	167	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	1	893	18	924	19	2. 1	0	0	122	0	122	0	0.0	1,046	19	1.8

(ウ) 大型はかり

			大	型は	カュ	り	(_	般)				
	#				電 気	式	その1	他の	その1	世の	£	ì	
	実 施		検	検 査	はか	ŋ	手動は	カュり	指示は	カッり			
	区域		查 日 数	查 戸 数	検査個数	不合格数	検 查 個 数	不合格数	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	同 左 率 (%)
秩	父	市	2. 5	4	5	0	0	0	0	0	5	0	0.0
東	松山	市	2. 0	4	3	0	1	0	0	0	4	0	0.0
狭	Щ	市	2. 5	5	5	0	0	0	0	0	5	0	0.0
蕨		市	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	_
戸	田	市	5. 0	9	11	0	0	0	0	0	11	0	0.0
入	間	市	3. 0	6	5	0	1	0	0	0	6	0	0.0
朝	霞	市	2. 9	6	7	1	0	0	0	0	7	1	14. 3
志	木	市	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	_
和	光	市	0.6	2	2	2	0	0	0	0	2	2	100.0
新	座	市	1. 5	3	3	0	0	0	0	0	3	0	0.0
富	士 見	市	0. 5	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0.0
鶴	ケ島	市	2. 0	4	4	0	0	0	0	0	4	0	0.0
日	高	市	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	_
市	部	計	22. 5	44	46	3	2	0	0	0	48	3	6.3
三	芳	町	2. 5	4	5	0	0	0	0	0	5	0	0.0
越	生	町	0. 5	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0.0
嵐	山	町	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	_
鳩	山	町	0. 5	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0.0
町	村部	計	3. 5	6	7	0	0	0	0	0	7	0	0.0
合		計	26.0	50	53	3	2	0	0	0	55	3	5. 5

(4) 定期検査の年度別推移

ア 県による検査

	年 度	定期	検	室 の 扌	惟 移
区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	手数料(円)	3, 316, 130	2, 776, 340	2, 826, 350	2, 844, 170
	至 戸 数	2, 464	2,646	2, 410	2, 574
検	至 日 数	143	145	145	146
	查 個 数	6, 089	5, 667	5, 372	5, 408
検査方法別	集 合 検 査	4,680	4, 581	4, 342	4, 238
内 訳	巡回検査	469	660	420	635
	巡 回 検 査 電気	940	426	610	535
機	分銅・おもり	2, 228	2,054	1, 985	1,857
	指示はかり	2, 414	2,778	2, 386	2,662
種	等比皿手動はかり	16	6	15	10
別	棒はかり	11	19	10	17
	手動 天 び ん	0	0	0	0
内	その他の手動はかり	373	346	330	304
訳	電気式はかり	787	464	623	558
	皮 革 面 積 計	0	0	0	0
	合格数	39	29	31	23
不合	格 率 (%)	0.6	0.5	0.6	0.4

※指示はかりには手動指示併用はかり・その他の指示はかり含む

イ 指定定期検査機関による検査

	年 度	定期	検 3	重 の 打	推 移
区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
検 査 引		9, 681, 000	9, 852, 190	11, 109, 990	10, 232, 320
検 3	至 戸 数	1, 904	2, 043	1, 989	2,074
検		314.0	348.0	339. 0	339. 0
検		4, 795	4, 239	5, 492	4, 558
検査方法別	電気式はかり	2,839	3, 287	3, 092	3, 457
	中型はかり	1,884	891	2, 328	1,046
内 訳	大型はかり	72	61	72	55
機	分銅・おもり	910	119	789	122
	指示はかり	17	7	45	11
種	等比皿手動はかり	1	0	1	0
別	棒はかり	0	0	0	0
内	手動 天びん	0	0	0	0
	その他の手動はかり	146	24	138	22
訳	電気式はかり	3, 721	4, 089	4, 519	4, 403
不合		96	65	67	50
不合	格 率 (%)	1.7	1. 5	1. 2	1. 1

注1 定期検査対象地域

- ◎ 県内の特定市を除く市町村をA地区(西部地域)、B地区(東部地域)に分け、隔年に検査を実施している ○令和元年度
 - B地区 16市、北足立郡、児玉郡、大里郡、北埼玉郡、南埼玉郡及び北葛飾郡
 - ○令和2年度
 - A地区 16市、入間郡、比企郡及び秩父郡
 - ○令和3年度
 - B地区 16市、北足立郡、児玉郡、大里郡、北埼玉郡、南埼玉郡及び北葛飾郡
 - ○令和4年度
 - A地区 16市、入間郡、比企郡及び秩父郡
- ◎ 特定市
 - さいたま市、川越市、越谷市、川口市、熊谷市、所沢市、春日部市、草加市
- 注2 電気式はかり及び大型はかりは、平成14年度から(一社)埼玉県計量協会を指定定期検査機関に指定し、 検査業務を委託して実施している。
- 注3 中型はかり は、平成15年度から(一社)埼玉県計量協会を指定定期検査機関に指定し、検査業務を委託して実施している。

3 計量証明検査

計量証明に使用する特定計量器のうち、非自動はかりについては2年に1回、その他の特定計量器については3年に1回の検査が義務づけられている。(法第116条)

県内には、質量の計量証明事業が208事業所、濃度の計量証明事業が59事業所、特定 濃度の計量証明事業が3事業所、音圧レベルの計量証明事業が28事業所、振動加速度レベル の計量証明事業が25事業所ある。

使用する特定計量器は、大型はかり(トラックスケール)、ガラス電極式水素イオン濃度指示計、振動レベル計、騒音計等である。

令和4年度は、下記検査総括表の特定計量器について検査を実施した。

なお、大型はかり (トラックスケール)は、(一社)埼玉県計量協会を指定計量証明検査機関に 指定し検査業務を委託して実施した。

また、騒音計及びガラス電極式水素イオン濃度指示計、振動レベル計については、平成9年度より代検査(JQA)で実施している。

○ 検査済証印

○ 計量証明検査を受けるべき期間



2022.4

添え数字は、実施年月を表す

	特定計量器	計量証明検査を けるべき期間	受
1.	非自動はかり、分銅及びおもり	2 年	
2.	騒音計	3 年	
3.	振動レベル計	3 年	
4.	濃度計(ガラス電極式水素イオン濃度検 出器及び酒精度浮きひょうを除く)	3 年	

(1) 検査総括表

指定計量証明検査機関による検査

区分	計量器	検査 日数	検査 戸数	検査 個数	不合 格数	不合 格率 (%)	手数料 (円)
質量の計量証明	大型はかり (トラックスケール)	13. 5	23	24	2	8.3	1, 149, 000

(2) 検査集計表(指定計量証明検査機関による検査)

			大電気		型 に その他の手)		`	H
実施地区	検査日数	検査戸数	検査個数	不合格数	をを使う	不合格数	を受ける	不合格数	検査個数	不合格数	同 左 率 (%)
さいたま市	1. 0	2	2	0	0	0	0	0	2	0	0.0
川越市	1.0	1	2	0	0	0	0	0	2	0	0.0
越谷市	1.0	2	2	0	0	0	0	0	2	0	0.0
川口市	1.5	3	3	1	0	0	0	0	3	1	33. 3
所 沢 市	0.5	1	1	1	0	0	0	0	1	1	100. 0
草加市	1. 5	3	3	0	0	0	0	0	3	0	0.0
加須市	0.5	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0.0
本 庄 市	1.0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0.0
戸田市	1.5	2	2	0	0	0	0	0	2	0	0.0
坂 戸 市	0.5	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0.0
八潮市	1.0	2	1	0	1	0	0	0	2	0	0.0
吉川市	1.0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0.0
市部計	12. 0	20.0	20	2	1	0	0	0	21	2	9. 5
三 芳 町	0. 5	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0.0
鳩山町	0. 5	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0.0
皆 野 町	0. 5	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0.0
町村部計	1. 5	3	3	0	0	0	0	0	3	0	0.0
合 計	13. 5	23	23	2	1	0	0	0	24	2	8. 3

(3) 検査年度別推移

指定計量証明検査機関による検査

			年 度	計	量	証	明	検	查	<i>O</i>	推	移
区分	}			令和元	年度	f	3和2年度		令和	13年度	令	和4年度
検査	手数	料	(円)	1	, 433, 500		1, 011,	, 900		1, 244, 400		1, 149, 000
検	查	戸	数		29			21		26		23
検	査	目	数		16			11		14. 5		13. 5
検	査	個	数		32			22		28		24
種類別検査 個数内訴	大型(トラ	削 ックス	か りケール)		32			22		28		24
不	合	格	数		0			2		2		2
不 1	合格	率	(%)		0.0			9. 1		7. 1		8. 3

4 計量士による代検査及び適正計量管理事業所における検査

計量士による代検査を受けたはかりは、県が実施する定期検査又は計量証明検査を免除される。(法第25条、第120条)

適正計量管理事業所は、使用する特定計量器について所属の計量士が検査を行っている。 (法第19条第2項)

○ 代検査合格シール (例)



○ 代検査不適合シール (例)



シール上欄の 22 は実施年の末尾の数、 年月の欄に実施年月を記入

(1) 代検査統括表

項		目	検査戸数	検査個数
定期検査に代わる	小 型	埼玉県計量協会流 通部会々員	20	178
計量士による検査	はかり	一般店舗及び工業用	460	4, 640
(法第25条)	大 型 はかり	一般事業所	231	262
	,	小計	711	5,080
	大 型 はかり	計 量 証 明 事 業 所 (トラックスケール)	81	88
計量証明検査に代わる		騒 音 計	16	36
計量士による検査	環境	ガラス電極式水素イオン濃度指示計	18	31
(法第120条)	計量器	振動レベル計	7	13
		大気濃度計	7	21
	,	小計	129	189
合		計	840	5, 269

(注) 分銅類は、検査個数に含む。

(2) 代検査集計表 ア 定期検査に代わる計量士による検査

	小型はかり(埼玉県計量協会流通部会、一般店舗、及び工業用)											大	型	は か	ŋ	(_	般)											
		指	示	動指	テその	他の	手	動	等 比	皿その	他の	電気	式		銅	定	量	小 計		電気	式 その	他の	その	他の	小 計		合	計	
実 施	検	はか	り併	用はか	り指示に	t かり	天 ひ	ドん	手動はか	り手動に	まかり	はか	り	分	珂则	増おす	b 9	小可	検	はか	り手動り	まかり	指示は	かり	小前				
区	査戸			検不		不	検	不		検	不	検	不	検	不	検	不	検不	査戸	検	不検	不	検	不	検不	検	検	不	同
域	数数			直通		適	查	適	查道		不適へ	査	適	査	適	査	不適	査 適	数数	査	適査	適	査	適	査 適	査戸	查個	適合	左率
				個 合数 数		合数	個数	合数	個数数	計 個 数 数	合数	個 数	合数	個数	合数	個 数	合数	査 個 数		個数	合 個数 数	合数	個数	合数	個 合 数 数	数	数数	数	
秩 父 市	17	40	1	0	0 0	. 0	0	0	0	0 3	-		1			24			2 10) 0	0	0	10 (27		2	(%) 1.4
飯能市	6	5	0	1	0 0	0	0	0	0	0 0			0		_	0			0 3		0 0	0	0	0	4 (9	38	0	0.0
東松山市	25	17	0	0	0 0	0	0	0	0	0 0	_		1	0	0	0	0		1 13		0 (0	0	0	13 (38		1	0. 3
狭 山 市	32	44	1	0	0 0	0	0	0	0	0 3	3 0	462	2	0	0	17	0	526	3 23	26	0 (0	0	0	26 (55	552	3	0.5
蕨市	12	17	0	0	0 0	0	0	0	0	0 0	0	62	0	0	0	0	0	79	0 0	0	0 (0	0	0	0 (12	79	0	0.0
戸田市	31	24	0	1	0 0	0	0	0	0	0 7	7 0	401	9	11	0	38	0	482	9 10	12	0	1 0	0	0	13 (41	495	9	1.8
入 間 市	27	35	1	1	0 0	0	0	0	0	0 2	2 0	92	0	5	0	11	0	146	1 9	10	0 (0	0	0	10 (36	156	1	0.6
朝霞市	21	55	0	1	0 0	0	0	0	0	0 1	. 0	146	1	5	0	5	0	213	1 9	10	0 (0	0	0	10 (30	223	1	0.4
志 木 市	9	24	0	0	0 0	0	0	0	0	0 0	0	116	2	0	0	0	0	140	2 2	2	0 (0	0	0	2 (11	142	2	1.4
和 光 市	18	30	0	0	0 0	0	0	0	0	0 1	. 0	124	2	0	0	6	0	161	2 12	15	0 (0	0	0	15 (30	176	2	1.1
新 座 市	29	92	1	3	0 0	0	0	0	0	0 1		269	5	0	0	6	0		6 12		0 (0	0	0	14 (41		6	1.6
富士見市	18	24	0	0	0 0	0	0	0	0	0 3			4		0	0	0		4 3	Ů	0 (0	0	0	6 (21		4	2. 9
坂 戸 市	16	73	0	0	0 0	0	0	0	0	0 1	+	11.1	3	0	0	0	0	248	3 3	4	0 (0	0	0	4 (19		3	1.2
鶴ヶ島市	15	50	0	3	0 0	0	0	0	0	0 0	+	100	1	0	0	0	0	153	1 4	4	0 (0	0	0	4 (19	_	1	0.6
日高市	14	7	0	0	0 0	0	0	0	0	0 1			0		0	0	0		0 7		0 (0	0	0	7 (21	_	0	0.0
ふじみ野市	19	19	0	0	0 0	0	0	0	0	0 14			2		-	0			2 3		0 (0	0	0	5 (22	_	2	1.0
その他	65	25	0	0	0 0	0	0	0	0	0 12	_		4	0	0	43	0		4 44		0 (0	0	0	49 (109		4	0.6
市部計	374	581	4	10	0 0	0	- 0	- 0	0	0 49	0	3, 158	37	21	0	150	0	3, 969	1 167	191	0 .	0	0	0	192 (541	4, 161	41	1.0
三 芳 町	22	31	4	0	0 0	0	0	0	0	0 0) 0	236	3	0	0	0	0	267	7 5	5	0 () 0	0	0	5 (27	272	7	2.6
毛呂山町	5	18	0	0	0 0	0	0	0	0	0 0	-		0		0	0	0		0 2	Ů	0 (0	0	0	2 (7	41	0	0. 0
越生町	3	3	0	0	0 0	0	0	0	0	0 0			1	0	0	0	0	6	1 0	0	0 (0	0	0	0 (3	6	1	16. 7
滑川町	10	7	0	0	0 0	0	0	0	0	0 4	1 0	81	0	0	0	22	0	114	0 5	5	0 (0	0	0	5 (15	119	0	0.0
嵐 山 町	10	5	0	0	0 0	0	0	0	0	0 1	. 0	80	0	0	0	5	0	91	0 4	4	0 (0	0	0	4 (14	95	0	0.0
小 川 町	7	12	0	1	0 0	0	0	0	0	0 1	. 0	31	1	5	0	7	0	57	1 5	5	0 (0	0	0	5 (12	62	1	1.6
川島町	9	5	0	0	0 0	0	0	0	0	0 0	0	72	2	0	0	0	0	77	2 3	3	0 (0	0	0	3 (12	80	2	2. 5
吉 見 町	3	1	0	0	0 0	0	0	0	0	0 1	. 0	21	0	0	0	5	0	28	0 3	3	0 (0	0	0	3 (6	31	0	0.0
鳩山町	2	4	0	0	0 0	0	0	0	0	0 0	0	10	0	0	0	0	0		0 2	_	0 (0	0	0	2 (4	22	0	0.0
ときがわ町	5	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0 0	0	16	0	0	0	0	0	16	0 2	2	0 (0	0	0	2 (7	18	0	0.0
横 瀬 町	1	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0 1			0	0	0	5	0		0 4	_	0 (0	0	0	6 (5	12	0	0.0
皆 野 町	7	1	0	0	0 0	0	0	0	0	0 0	+	-	1	0	0	0			1 4	_	0 (0	0	0	5 (11		1	3. 7
長 瀞 町	2	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0 0	1	<u> </u>	0		0	0	0		0 2		0 (0	0	0	2 (4	7	0	0.0
小鹿野町	2	2	0	0	0 0	0	0	0	0	0 2	+ -		0	0	0	6	0		0 5	_	0 (0	0	0	6 (7	18	0	0.0
東秩父村	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0 0	′	v	0	0	0	0	0	0	0 2	Ů	0 (0	0	0	3 (2	3	0	0.0
その他	18	17	0	0	0 0	0	0	0	0	0 0	-		1	0	0	0			1 16		0 (0 0	0	0	17 (34		1	0.9
町村部計	106	106	4	1	0 0	0	0	0	0	0 10	0	677	9	5	0	50	0	849 1	3 64	70	0 (0	0	0	70 (170	919	13	1. 4
Λ =1	400	607	0	1.1	0 0					0 50		0.005	40	6.0	_	000		4 010	4 001	001					000	7	5 000		
合 計	480	687	8	11	U] 0	0	0	0	0	0 59	0	3, 835	46	26	0	200	0	4,818	4 231	261	0	1 0	0	0	262	711	5, 080	54	1. 1

イ 計量証明検査に代わる計量士による検査

		大	型	. 13	t カ	i b			合 計	
実 施	検 <u>査</u>	電気	式	その他の言	手動はかり	その他の指	示はかり	'	⊐ pl	
地 区	五 戸 数	検 査 個 数	不適合数	検 査 個 数	不適合数	検 査 個 数	不適合数	検査 個数	不適合数	同 左 率 (%)
さいたま市	7	7	0	0	0	0	0	7	0	0.0
川越市	4	4	0	0	0	0	0	4	0	0.0
越谷市	2	2	0	0	0	0	0	2	0	0.0
熊谷市	3	3	0	0	0	0	0		0	0.0
川口市	7	7	0	0	0		0		0	0.0
所沢市	7	7	0	0	0	0	0	7	0	0.0
春日部市	1	1	0	0	0		0	1	0	0.0
草 加 市 秩 父 市	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0.0
秩 父 市 東 松 山 市	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0.0
狭 山 市	3	3	0	0	0	0	0	3	0	0.0
戸田市	6	3 5	0	1	0	0	0	6	0	0.0
入間市	2	2	0	0	0	0	0	2	0	0. 0
朝霞市	4	4	0	0	0	0	0		0	0. 0
和光市	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0. 0
新座市	3	4	0	0	0	0	0	4	0	0.0
ふじみ野市	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0.0
上尾市	1	1	0	0	0		0		0	0.0
蓮 田 市	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0.0
深谷市	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0.0
加須市	2	2	0	0	0	0	0	2	0	0.0
鴻巣市	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0.0
三 郷 市	2	2	0	0	0	0	0	2	0	0.0
桶川市	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0.0
幸手市	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0.0
吉川市	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0.0
市部計	67	67	0	1	0	0	0	68	0	0.0
三 芳 町	4	4	0	0	0	0	0	4	0	0.0
上里町	4	4	0	0	0		0		0	0.0
滑川町	1	1	0	0	0		0		0	0.0
川島町	2	2	0	0	0		0		0	0.0
横瀬町	2	6	0	0	0		0		0	0. 0
皆 野 町	2	2	0	0	0		0		0	0. 0
松伏町	1	1	0	0	0		0		0	0.0
寄居町	1	3	0	0	0		0		0	0.0
町村部計	14	20	0	0	0		0		0	0.0
合 計	81	87	0	1	0	0	0	88	0	0.0

(3) 適正計量管理事業所の検査集計表

項	目	検 査 戸 数	検 査 個 数	不 合 格 数	不合格率(%)
知 事 指 定	機械式	698	173	2	1. 2
和 争 拍 足	電気式	090	1, 995	23	1. 2

(注) 分銅類は、検査個数に含む。

(4) 代検査及び適正計量管理事業所の検査の年度別推移

項	目	4	年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
検	定期	検査に代わる	る検査	755	676	808	711
査戸	計量代	量 証 明 検	査に	92	114	105	115
数 为			管 理 検 査	715	715	699	698
訳	小		計	1, 562	1, 505	1, 612	1, 524
任	定	電気式は	こかり	3, 829	3, 086	4, 966	3, 835
種	定期検査に代わる検査	電気式り小型はか		1, 951	1, 070	1, 993	983
類	代わる☆	大型は	かり	160	202	238	262
別	査	小	計	5, 940	4, 358	7, 197	5, 080
検	代計	大型は	カューり	61	72	88	88
査	わる検・量証明検査	環境計	量 器	95	85	99	101
個	査に	小	計	156	157	187	189
数	法	エ 弘 县	機械式	362	244	215	173
内		正 計 量 里事業所	電気式	1, 996	2, 077	1, 900	1, 995
		生 事 耒 川	小 計	2, 358	2, 321	2, 115	2, 168
訳	合		計	8, 454	6, 836	9, 499	7, 437
7	不	適合	数	42	77	73	79
<i></i>	不 適	合率 (%	5)	0. 5	1. 1	0.8	1. 1

※分銅類を含む。

5 立入検査

立入検査は、計量法の施行に必要な限度において登録・届出等の事業者または取引・証明における計量をする者の事業所・営業所・店舗等に対して実施する。法で定められた事項の遵守状況を検査し、必要な場合には量目表記の抹消・改善指導・勧告等を行い、適正な計量の実施が確保されるよう計画的に実施した。

具体的には、商品を計量販売している事業者(スーパー・デパート等)、検定有効期間付き計量器を取引・証明に使用している事業者(燃料油・ガス販売店等)、計量法に基づいた登録・届出・指定事業者(計量証明事業者、製造・修理事業者等)などを対象に実施した。

(1) 商品量目立入検査(食品小売店舗)

スーパー・デパート等の食品販売事業者に対し、店舗等において詰込・計量され販売している商品の内容量や、計量器の取扱状況について検査した。

検査において、量目(内容量)が不足している商品があった場合、再計量や改善を指導するとと もに、量目不足商品がゼロになるまで立入検査を繰り返し、正確計量の実施の確保に取り組んだ。

実施期間及び事業所の検査状況

		2 471 2771	H17/C 9-7/C/7 1-2	174221111		
		実 施 期 間	立 入	延 立 入	改善報告	量目不足ゼ
		(延日数)	事業所数	事業所数	書の指示	ロの事業所
前	期	8月1日~8月30日 (延8日)	8	12	4	8
後	期	11月10日~11月29日 (延5日)	8	9	0	8
合	計	(延 13 日)	16	21	4	16

商品の量目検査成績

		商品区分	検査件数	超過件数	正量件数	不足件数
前	期	面前計量商品	276	2	262	12
後	期	面前計量商品	213	0	212	1
合	計		489	2	474	13

取引用計量器の使用状況(初回検査のみで再立入は除く。)

						下 適 正		7						<u>- 複</u> あり)
		使計	量	用器	个 計	通量	止 器	定	期検	<u></u> 查	検	定証な	印	水平状態 不良ほか
前	期		37			1			0			0		1
後	期		42			0			0			0		0
合	計		79			1			0			0		1

(2) 質量計の立入検査

特定計量器(質量計)の不適切な使用を防止し、適正な計量の実施を確保するため立入検査を実施した。

検査日数及び事業所の検査状況

	検査日数	立入事業所	不適正事業所	使用計量器		検 変 施	不使用計量器
検定証印等及び使 用実態不明事業所	1	3	1	2	1	0	1
大型はかりの定期 検査及び代検査未 実施事業所	-	-	-	-	-	-	-
合 計	1	3	1	2	1	0	1

(3) 検定有効期間付き計量器の立入検査

取引や証明に用いられている検定有効期間付き特定計量器の使用者(供給事業者等)を対象に計量器の管理状況や計量器の確認検査等を行った。

実施期間及び事業所の検査結果

		><\u00e40017911	可及しず未り	个个人 五 個 小	•		
		実施期間(日数)	立入	不適正	検 査	不適正	不適正
			事業所	事業所	計量器	計量器	率(%)
燃料油メー	ター	5月10日~ 10月28日(11日)	56	9	535	13	2.43
ガ スメーター	戸別	5月24日~ 6月7日(5日)	8	0	5,699	0	0.00
水道メー	ター	1月 25日~ 2月7日(5日)	6	2	228,844	254	0.11
合 言	+	21 日	70	11	235,078	267	0.11

(4) ガスメーター書類帳簿検査

化学保安課と合同によるガスメーター書類帳簿検査を行った。

実施期間及び事業所の検査結果

	実施期間(日数)	帳簿検査 事業所	不適正 事業所	検 査 計量器	不適正 計量器	不適正 率(%)
ガスメーター	6月14日~ 9月8日(11日)	133	1	81,671	39	0.05

(5) 登録事業者等の立入検査

計量関係事業者に対して、遵守事項が適正に実施されているかを検査した。

実施期間及び事業所の検査結果

	スルの外間のマネハマス点面へ											
計量関係事業	者	検査期間(日数)	立 事業所	不適正 事業所	備考							
3. 悬紅明東米 之	質量	2月9日~ 2月28日(6日)	10	0	質量、濃度、音圧レベル、							
計量証明事業者	環境	6月16日~ 2月16日(10日)	10	3	振動加速度レベル							
届出事業者	製造	6月28日~	1	0	自重計							
畑 山 ず 未 石	修理	7月13日(5日)	9	1	日里川							
適正計量管理事	業者	 (0 日)	0		流通業、製造業							
指定製造事	業者	11月2日~ 2月28日(3日)	3	0	質量計、血圧計							
指定検定機関		12月14日~ 12月16日(2日)	10	3	指定検定機関が行った検定の 検証のための立入検査							
合 計		22 日	43	7								

6 登録及び届出

(1) 計量士の登録

計量器の検査及び計量管理を適正に行うために必要な知識経験を有する者を計量士として、経済 産業大臣(法第 122 条)が登録するものであり、計量士の登録申請に当たり必要な実務経験の内容 等について調査を実施した。

○調査件数

- 17 1		
区分	調査人数	調査日数
一般計量士	8名	7日間
環境計量士	3名	3 日間

○処理件数

区分	新規登録	登録証 の訂正	登録証の 再 交 付	計	登録者 累計数	備考
一般計量士	9	0	0	9	374	本県を経由し登録
環境計量士	9	1	0	10	1031	申請等を行った者
計	18	1	0	19	1,405	

(2) 計量関係事業者の登録及び届出

- ア 特定計量器の製造を行おうとする者は経済産業大臣(法第 40 条)、修理・販売の事業を行お うとする者は都道府県知事(法第 46 条、法第 51 条)に届け出なければならない。
- イ 計量証明の事業を行おうとする者は都道府県知事(法第107条)の登録を受けなければならない。
- ウ 指定製造事業者の指定を受けようとする届出製造事業者は、経済産業大臣に申請書を提出し なければならない。
- エ 登録、届出及び指定を受けている者は、変更事項が生じた場合は届け出なければならない。

○調査件数

	区	分		新 規 (件数)	変更・訂正 (件数)	連絡書 (件数)	調査 事業所数	備考
製	造	事	業	0	0	0	0	東光記秒記 ※紀珏/※記/ 佐笠
修	理	里 事 業		0	2		2	事業所移転、登録及び設備等 の変更等について、現地調査
⇒1. 旦. ⇒	र मा बं	± ₩.	質量	2	0		2 及び指導を実施し	及び指導を実施した。
計量記	正明寺	₹	環境	1	0		1	5日間、5事業所
	合	計		3	2	0	5	

○処理件数

	マニハ ハ		新規	44×>	登卸	录証	**	\+/.b +.	謄	本		= 1
	区 分	届出	登録	指定	訂正	再交付	変更	連絡書	交付	閲覧	廃止	計
l	製造事業	0(0)					17(0)	2(0)			1	20(0)
特定計	修理事業	0(0)					13(2)				1	14(2)
特定計量器	販売事業	6					34				2	42
НН	譲渡等制限輸出届	11										11
計量	建証明事業		3(3)		9(0)	2	112		38	0	8	172(3)
指定	三製造事業者			0			6				0	6
	計	17(0)	3(3)	0	9(0)	2	182(2)	2(0)	38	0	12	265(5)

^{※1()}は調査を実施した事業所数。複数区分事業所があるため合計が必ずしも一致しない。

(3) 質量標準管理マニュアルの届出

実用基準分銅を検査等に使用する者は、実用基準分銅の管理、校正の方法等を記載したマニュアルを作成し、届け出なければならない。

届出者	届出	変更届	計
計 量 士	5	0	5
製造・修理事業者	0	2	2
適正計量管理事業所	0	0	0
指 定 検 査 機 関	0	0	0
計	5	2	7

^{※2} 謄本の交付は「交付部数」、閲覧は「閲覧件数」である

7 適正計量管理事業所の指定等

計量器を使用している工場、事業所、デパート等で、計量管理を職務とする計量士を置き、適正な計量管理を実施している者を適正計量管理事業所として指定した。

指定に当たっては、申請事業所等における計量管理の方法(計量器の検査等)が基準に適合しているかどうか検査を行った。

	新規	検査	変更	廃止	計
処理件数	0	0	17	2	19

8 計量相談等

県民及び他県等からの計量に関する相談及び依頼調査に対応するため、必要に応じて相談等に基づく 立入検査を実施した。

12 V	相談件数	相談等	等に基づく立え	不適正		
区分	相談什毅	調査日数	調査戸数	検査個数	戸数	個数
商品量目等	10	0	0	0	0	0
特定計量器全般	3	1	1	26	1	24
水道メーター (依頼検査)	6	5	5	6	0	0
計 量 証 明 ・ そ の 他	4	0	0		0	
計	23	6	6	32	1	24

※水道メーター(依頼検査)について、表中の立入検査を依頼検査、調査日数を検査日数、調査戸数を 検査戸数とする。

9 計量思想の普及・啓発事業

計量思想の普及と適正な計量の確保を図るため、国・県の関係機関、市町村及び関係団体と協力して次の事業を行った。

(1) イベント等の開催

名 称	開催期日	内 容
県民計量のひろば	11月1日(火)	パネル、計量器の展示 (入場者数 約300名)

(2) 計量強調月間

名称	期間	内 容
計量強調月間ポスターの配布	10月上~中旬	・県内55市町村にポスターの配布

10 会議・講習会等

(1) 市町村計量行政連絡会議

定期検査対象市町村の担当者と事前調査等についてリモートにて打ち合わせを行った。

○期 日 令和5年3月3日(金)

○出席者 B地区(5市5町)

- (2) 埼玉県·特定市計量行政連絡協議会
 - ・代表者会議 新型コロナウィルス感染拡大防止のため書面にて実施
 - ・専門部会 新型コロナウィルス感染拡大防止のため書面にて実施

(3) 主任計量者試験

名	称	回数	合格者数	対 象 者
主任計量	者試験	2 回	42 人	質量の計量証明事業者の主任計量者 になろうとするもの

第3 参考資料

1 検定検査設備等の保有状況

(1) 基準器

	種類	形 式・能 力	器物番号	個数	有効期間
1	基 準 巻 尺	全長 2m (目量:1 mm)	$1457 \\ 1458$	2	5年
長さ	タクシーメーター	円周:1m	m f-+	3	4年
	装置検査用基準器	円周:0.5m	略	1	4年
	基準台手動はかり	ひょう量 50 kg (目量: 20 g)	76	1	3年
質		$20~\mathrm{kg}{\sim}1~\mathrm{mg}$	1	31	3年
	特級基準分銅	$20 \text{ kg} \sim 1 \text{ mg}$	2	32	3年
量		5 kg∼10 g	11	11	3年
	一級基準分銅	20 kg∼1 mg 20 kg∼1 mg	1 3	33 91	5年 5年
		ZU Kg - 1 llig	0	31	9 +
圧力	基準液柱型圧力計	$0{\sim}400$ mm Hg(目量:1 mm Hg)	5455	1	4年
			8220	1	5年
温		0℃, 34~43℃(目量:0.05℃)	9895	1	5年
11111			3644	1	5年
	基準ガラス製温度計	0℃,32~42℃(目量: 0.05℃)	6211	1	5年
		000 01 0500 (11 11 0 0500)	2117	1	5年
度		0℃,31~37℃(目量:0.05℃)	2118	1	5年
		-2℃~52℃ (目量:0.1℃)	9676	1	5年
	基準燃料油メーター	口径 50 ㎜	M40889	1	2年
		水道メーター用 500L	84-1	1	8年
		水道メーター用 50 L	84-2	1	8年
		燃料油メーター用 50L	86-1	1	5年
	流出 2 田甘淮	燃料油メーター用 20.8L	555	1	5年
	液体メーター用基準	版以进入为田104I	1063	0	₽ / T:
	タンク	燃料油メーター用 10.4L	1064	2	5年
体		燃料油メーター用 5.1L	6052 1058	2	5年
		燃料油メーター用 19.0L	429	1	5年
積	液体タンク用基準タ ンク	50L (オーバーフロー式)	86-2	1	5年
		100 mL	10-3 10-4	2	10年
	基準フラスコ	200 mL	10-5 10-6	2	10 年
		500 mL	10-7 10-8	2	10年
			80		
		5L	94-2	3	10年
			81		

	基準フラスコ	10L	80-1 94-1	2	10年
面積	基準面積板	0.700㎡ (円形)	A216	1	3年
密	液化石油ガス用基準 浮ひょう型密度計	0.470~0.570 g / cm ³ 目量: 0.001 g / cm ³	0409	1	3年
密度		0.500~0.650 g / cm ³ 目量: 0.002 g / cm ³	2101	1	3年

(2) 主な検定検査用具等

() 主体使化使的用具等										
名 称					称			形 式・能 力	数量	備考
	気							ひょう量:2500 kg 目量:1 g	1台	検定室
								ひょう量:64.1 kg 目量:5 mg	1台	質量標準室
								ひょう量:50 kg 目量:10 mg	1台	検定室
雷			質	量	ᅡ	盐	器	ひょう量:30 kg 目量:100 mg	1台	検定室
电		1/			. 16	中又		ひょう量:5100g 目量:1 mg	1台	質量標準室
								ひょう量:6.1g 目量:1μg	1台	質量標準室
								ひょう量:220g 目量:0.01 mg	1台	質量標準室
								ひょう量:32.1 kg 目量:100 mg	1台	検定室
1	級	実	用	基	準	分	銅	$20~\mathrm{kg}\!\sim\!5~\mathrm{mg}$	略	
2	級	実	用	基	準	分	銅	$1000~\mathrm{kg}\!\sim\!\!20~\mathrm{mg}$	略	
3	級	実	用	基	準	分	銅	$1000~\mathrm{kg}\!\sim\!10~\mathrm{mg}$	略	
体	温計	検되	E装	置				恒温槽	2 台	体温計室
ボ	ボックス型遠心機							体温計用	1台	体温計室
血)	王計	·用杉	查	器				50 個連結	1台	
走	行ク	レー	ーン					1.5 t 吊り	1台	検定室
サ	スペ	ンミ	/ ヨ	ンシ	/リ:	ンダ	_	大型分銅懸垂用	2 台	検定室
軽	・ラ	イ	トバ	ン・	・ワ	ンオ	シ	立入検査用	2 台	
ク.	ス							燃料油メーター検定用	3 台	
								巡回検査用(3 t 以下)	1台	ユニック車
検査車								集合検査用(250 kg以下)	1台	検査車
								大型はかり検査用 (3 t 超)	1台	検重車
握力計									3個	
背筋力計								計量思想普及用	1個	量目検査室
肺活量計								日	1個	里口伏且王
体	体温計検査槽								1個	

2 製造・修理事業届出状況

令和5年3月末現在

	事	業の区分		製造事業 届出数	修理事業 届出数
タクシーメーター	-(製造 2社)(修理 6社)	タクシーメーター		2	6
質 量 計	第1類	非自動はかりのうち、検出部が電	15	12	
(製造18社)	第2類	非自動はかりのうち、検出部が電	12	5	
(修理27社)	分銅等	分銅、おもり	9	0	
	自重計	1	17		
温度計 (製造 3社)	ガラス製温度計	ガラス製温度計 (体温計を除く)		1	0
(終垣 3社) (修理 1社)	抵抗体温計	2	1		
体 積 計	水道メーター第1類	標準流量が5m³/h以下		1	0
(製造 7社)	水道メーター第2類		1	0	
(修理 4社)	自動車等給油メーター	6	3		
	小型車載燃料油メーター	小型車載燃料油メーター	6	3	
	大型車載燃料油メーター	4	0		
	定置燃料油メーター等	6	0		
	液化石油ガスメーター		2	1	
アネロイド 型 圧 力 計	圧力計第1類	電気式のもの(アネロ	4	1	
(製造12社)	圧力計第2類	5	3		
(修理 8社)	血圧計第1類	アネロイ・型血圧計のうち、検出部が	6	5	
	血圧計第2類	3	0		
濃度計	濃度計第1類	濃度計(酒精度浮ひょう、ガラン濃度検出器及び指示計を除く)	2	2	
(製造 6社)	濃度計第2類	ガラス電極式水素イオン濃度検出	5	2	
(修理 2社)	濃度計第3類	ガラス電極式水素イオン濃度指示計			2
自動はかり		ホッパースケール	18	4	
(製造27社)		充填用自動はかり	15	4	
(修理 8社)		コンベヤスケール	13	4	
		自動補足式はかり		10	7
		その他の自動はかり	10	6	
			合 計	164	88

[※] 製造事業届出は、従たる事業所(主たる事業所は県外)を含む。

[※] 複数の事業所及び事業区分を含むため、事業届出数の合計と事業者数(社数)は必ずしも一致しない。

3 特定市の状況

(1) 計量事務の権限委譲状況

			[· 分	Ī	节 名	<u></u>	移行時期	摘	要
	政	令	市	地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都 市	さい	ハたす	ま市	平成 15 年 4 月		
	中	核	市	地方自治法第252条の22第1項の中核市	ЛП	越	市	平成 15 年 4 月		
特					越	谷	市	平成27年4月		
					Ш	П	市	平成 13 年 4 月	昭和 28 年 市の指定	
定	施特	行 例	時 市	地方自治法第252条の26の3第1項の特 例市の廃止(H27年度4月1日施行)に伴	熊	谷	市	平成21年4月		
市				い、経過措置として施行時特例市に指定	所	沢	市	平成 14 年 4 月		
					春	日部	市	平成20年4月		
					草	加	市	平成 16 年 4 月		
			「知事の権限に属する事務処理の特例に関 表 80 項)に基づき、県から市町村に計量	上	尾	市	平成13年4月			
事務の一部が権限移譲						間	市	平成22年4月		
					久	喜	市	平成23年4月		

令和5年3月末現在

注)特例条例により市町村が処理する事務

- ○特定商品を販売する者の監督
 - 1) 特定商品の販売事業者に対する勧告、公表、命令
 - 2) 特定商品の販売事業者に対する立入検査等
- ○計量法第 15 条第 1 項、第 2 項、第 3 項、第 147 条第 1 項、第 148 条第 1 項、第 150 条第 1 項、 第 2 項

(2) 特定市の定期検査の実施対象地域

特定市の管内を2分割し、隔年毎に定期検査を実施している。

	さいたま市	川越市	越谷市	川口市	熊谷市	所沢市	春日部市	草加市
-	A地区	A地区	東地区	中央・南	A地区	B地区	A地区	北地区
奇数年	西区、北区、大宮区、	本庁管内		平・並木		西部		
年	見沼区、岩槻区			地区				
偶数年	B地区	B地区	西地区	横曽根・青	B地区	A地区	B地区	南地区
	中央区、桜区、浦和	出張所管		木・支所地		東部		
	区、南区、緑区	内		区				

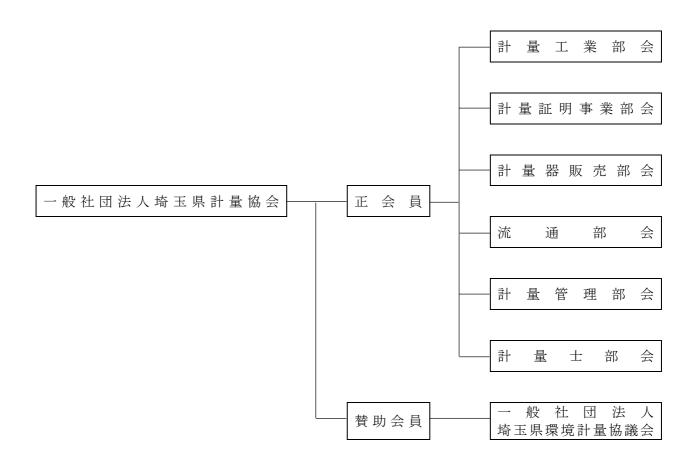
4 計量団体

令和5年3月末現在

一般社団法人 埼玉県計量協会

- (1) 設立年月日 昭和27年7月1日
- (2) 目 的 県民の正しい計量観念の樹立及び計量思想の普及を図るとともに、計量界 全体の親和協調に努め、併せて埼玉県における計量制度の確立を支援する ことにより、埼玉県の産業経済及び県民生活の発展に寄与する。
- (3) 構成 県内の計量関係事業者
- (4) 会 員 数 269名

一般社団法人 埼玉県計量協会 組織図



※ 平成14年度に県から指定定期検査機関及び指定計量証明検査機関の指定を受け、以後毎年度受 託検査を実施している。

平成15年度以降は、順次特定市からも指定定期検査機関の指定を受け、20年度は6市の検査を受託した。

平成21年4月1日から8市の検査を受託した。

平成25年4月1日から一般社団法人埼玉県計量協会となる。

to くに 「彩の国」

令和5年8月発行

計量業務実績概要(令和4年度事業)

発行 埼玉県計量検定所 〒331-0825 埼玉県さいたま市北区櫛引町2丁目254番地1

電話 048 (652) 2171 (代表)

FAX 048 (660) 1901

E-mail m522171@pref.saitama.lg.jp (代表)